

登録政治資金監査人 各位

政治資金適正化委員会事務局

政治資金監査報告書に係る押印義務の廃止について

政治資金監査制度の運用に当たりましては、平素からご協力を賜り、ありがとうございます。

この度、政治資金規正法施行規則及び政党助成法施行規則の一部を改正する省令が令和3年8月2日付けで公布され、同年9月1日から施行されることとなりました。

今回の改正は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による公認会計士法（昭和23年法律第103号）の一部改正等を踏まえ、政治資金規正法施行規則（昭和50年自治省令第17号）により規定されている押印義務を廃止するため、所要の改正を行うものです。

登録政治資金監査人の皆様におかれましては、同日以降に作成される政治資金監査報告書につきまして、下記事項に御留意の上、御作成いただきますようお願い申し上げます。なお、登録政治資金監査人の自署は引き続き必要となっておりますので、ご注意ください。

また、上記改正に伴い「政治資金監査に関する具体的な指針(政治資金監査マニュアル)」等の改定も行われますので、当委員会のホームページ等で後日御案内いたします。

記

○ 改正の概要

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の13第3項の規定に基づく政治資金監査報告書における登録政治資金監査人の押印義務を廃止するため、政治資金規正法施行規則別記第29号様式について、「㊟」を削除し、「登録政治資金監査人本人の自署かつ押印」を求める規定を、「登録政治資金監査人本人の自署」のみを求める規定に改めることとしました。

○お問い合わせ先
・政治資金適正化委員会事務局
Tel: 03-5253-5598